

# 甲南大学と甲南女子大学との地域創生に係る連携協力に関する協定書

## (目的)

第1条 この協定は、甲南大学と甲南女子大学が連携し相互の協力体制を深めていくことで、地域社会の活性化に貢献すること、および社会貢献を通した人間教育を促進することを目的とする。

## (協力事項)

第2条 甲南大学と甲南女子大学は、次の各号に定める分野において相互に連携して協力する。

- (1) 地域社会との連携を通じた人材育成に関すること
- (2) 地域における教育・文化の振興および発展に関すること
- (3) 地域社会の発展、および課題解決に関すること
- (4) その他両者が協議して必要と認めること

## (期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする、ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲南大学と甲南女子大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## (その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、その他の事項については、甲南大学と甲南女子大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各々1通保有する。

平成28年10月17日

甲南大学長

長坂 滉哉



甲南女子大学長

森田 勝也

